

守口市子ども・子育て会議の傍聴について

(傍聴の手続き)

- 1 傍聴の受付時間は、会議の30分前から原則10分前までとします。
- 2 会議の傍聴を希望される方は、到着順に受付で傍聴人受付簿に住所、氏名を記載してください。

(傍聴人の定員)

- 1 傍聴人の定員は10人までとします。ただし、会議室の収容人数等を考慮し、定員を変更することがあります。
- 2 傍聴希望者数が定員を超えた場合は、抽せんにより傍聴人を決定します。

(傍聴席に入場することができない者)

次に掲げる事項に該当する方は、会議を傍聴できません。

- (1) 会議の妨害となり、又は危険のおそれのあると認められる器物を携帯している方
- (2) 酒気を帯びている方
- (3) その他、会長が傍聴を不相当と認めた方

(傍聴人が守るべき事項)

会議の傍聴にあたっては次の事項を厳守してください。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法で賛否可決を表明しないこと。
- (2) 静粛を守り、発言、私語を行わないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 会議の撮影、録音を行わないこと。
- (5) 携帯電話等、音の出る機器については、マナーモードにするか電源を切ること。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨げになるような行為をしないこと。

(秩序の維持)

- 1 会議の円滑な運営を図るため、会長が傍聴する方に対し必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることがあります。
- 2 会長又は事務局の職員の指示に従わない場合、退場を命じることがあります。

(閲覧用資料)

傍聴人に配布する資料は、会議終了時に回収しますので、お持ち帰りにならないで下さい。

以上、会議を傍聴される方は、上記の事項を守られるようお願いいたします。